

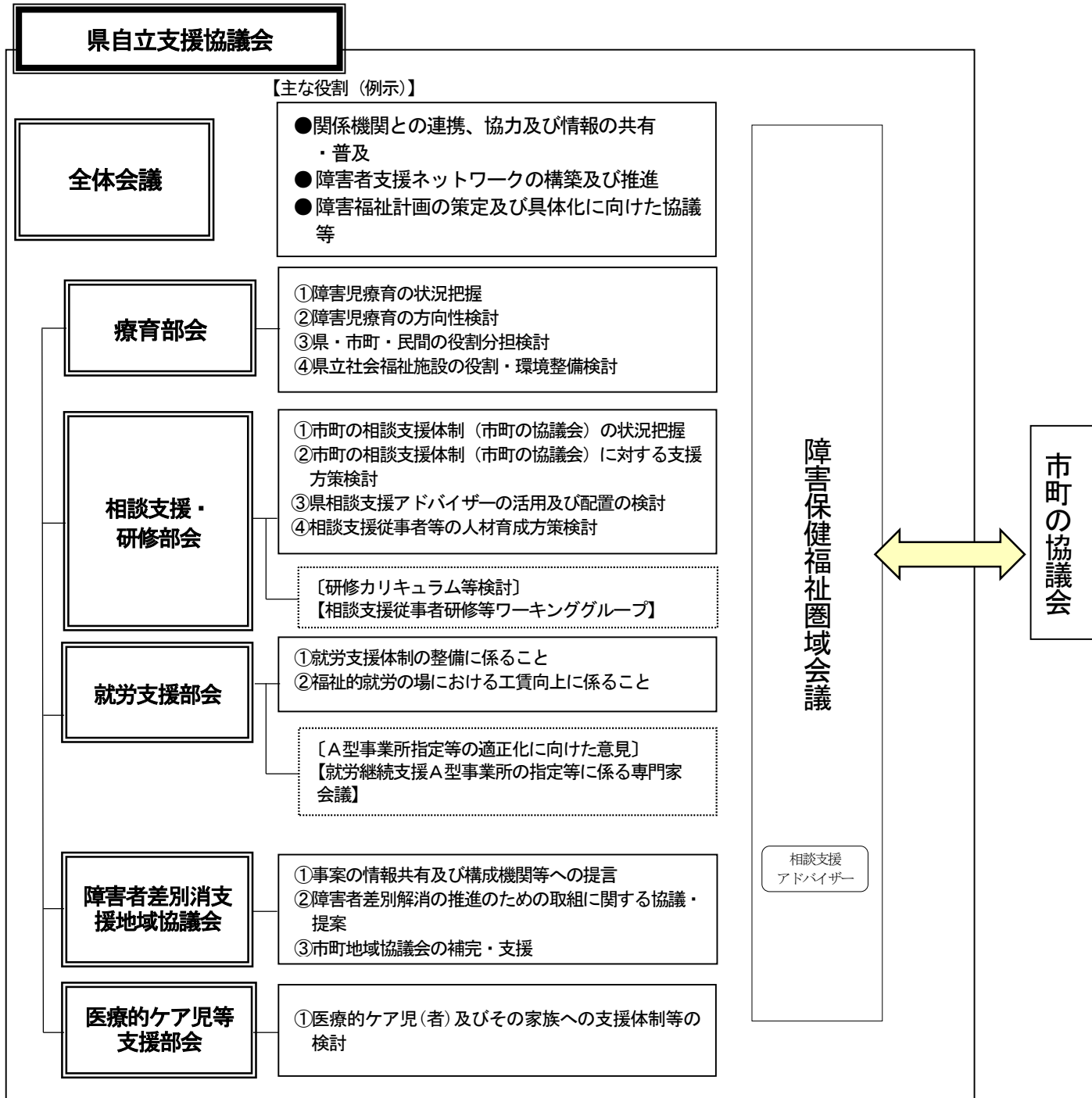
## 令和7年度 広島県障害者自立支援協議会の運営について

## 1 運営方針

本協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する議題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うために設置する組織であり、全体会議及び各部会を開催し、各部会の活動等について協議を行う。

なお、障害者プランの達成状況については、障害者施策推進協議会に諮った結果を共有する。(令和5年度第1回全体会議資料3により報告のとおり)

## 2 運営イメージ



## 令和7年度の障害者自立支援協議会運営スケジュール（案）

時期	スケジュール
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	<div data-bbox="424 689 699 790" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">相談支援・ 研修部会</div>
9月	
10月	<div data-bbox="424 994 1445 1066" style="border: 3px double black; padding: 5px; text-align: center;">広島県障害者自立支援協議会（第1回全体会議）10/1</div>
11月	<div data-bbox="424 1084 1481 1182" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度協議会の運営について 等</li> <li style="margin-left: 20px;"> <div data-bbox="1011 1084 1481 1182" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           &lt;&lt;障害保健福祉圏域会議&gt;&gt;            10/7 尾三・福山府中・備北            10/14 呉・広島中央 10/15 広島・広島西         </div> </li> </ul> </div>
12月	<div data-bbox="424 1196 703 1294" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">就労支援部会</div> <div data-bbox="715 1196 994 1294" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">医療的ケア児等 支援部会</div> <div data-bbox="1005 1196 1284 1294" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">障害者差別解消 支援地域協議会</div>
1月	
2月	<div data-bbox="424 1532 699 1630" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医療的ケア児等 支援部会</div>
3月	<div data-bbox="424 1666 699 1765" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">相談支援・ 研修部会</div> <div data-bbox="715 1666 994 1765" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">就労支援部会</div> <div data-bbox="1005 1666 1284 1765" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">障害者差別解消 支援地域協議会</div>
	<div data-bbox="424 1783 1458 1854" style="border: 3px double black; padding: 5px; text-align: center;">広島県障害者自立支援協議会（第2回全体会議）3月</div>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会報告・評価</li> <li>・ 次年度の課題等の検討 等</li> </ul>

## 広島県障害者プラン及び広島県障害（児）福祉計画の統合に係る協議会の整理について

## 1 趣旨

第5次広島県障害者プランについては、「広島県障害者プラン（以下、本文中、「障害者プラン」という。）」「広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画（以下、「障害（児）福祉計画」という。）」を統合し、両計画の一体的な策定を行う予定としている。

この統合に伴い、両計画の策定に関わっている広島県障害者施策推進協議会及び広島県障害者自立支援協議会の役割について、次のとおり整理する。

## 2 各協議会の役割

## (1) 広島県障害者施策推進協議会（以下、「施策推進協議会」という。）

- 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視する。
- 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。
- 都道府県は、都道府県障害者計画（現行の「障害者プラン」）を策定するに当たっては当該機関の意見を聴く必要がある。（障害者基本法第11条第5項）

## (2) 広島県障害者自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）

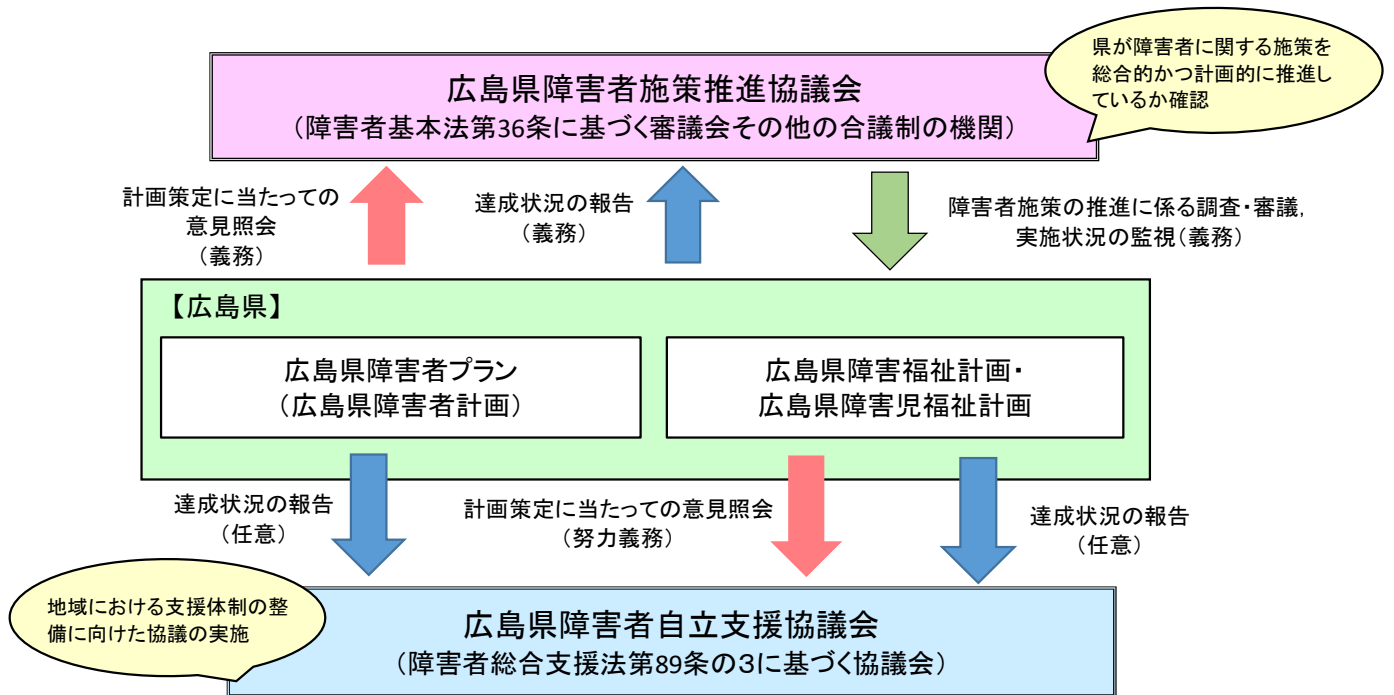
- 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
- 都道府県は障害（児）福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（障害者総合支援法第89条第8項及び児童福祉法第33条の22第7項）  
 ※県設置要綱においては、「県の障害福祉計画の策定及び具体化に向けた協議に関すること」が業務として整理されている。

## 3 計画策定に係る体制

## (1) 現行の体制

施策推進協議会については、総合的な障害者施策の推進を審議・監視することを目的としているため、障害者プラン及び障害（児）福祉計画、両計画の策定に係る意見照会及び計画に係る施策の達成状況の報告を実施している。

自立支援協議会に対しては、障害者プラン及び障害福祉計画に係る施策の達成状況の報告、障害福祉計画の策定に当たっての意見照会を実施している。



(2) 次期プラン以降における体制 (案)

計画統合に当たり、計画策定に当たっての意見照会については、現行どおり施策推進協議会及び自立支援協議会に諮ることとするが、達成状況の報告は施策推進協議会のみに行う方向で整理する。

※達成状況の報告については、施策推進協議会に諮った結果を自立支援協議会にも提供する。

